

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第2項の規定に基づき、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令を次のように定める。

昭和37年10月29日

防衛庁長官 志 賀 健 次 郎

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令

改正 昭和39年 9月 8日 庁訓第32号
昭和39年 9月18日 庁訓第35号
昭和40年 2月26日 庁訓第 9号
昭和42年 9月30日 庁訓第23号
昭和45年 3月13日 庁訓第 9号
昭和46年 3月24日 庁訓第14号
昭和46年10月 1日 庁訓第39号
昭和48年11月27日 庁訓第60号
昭和49年 3月26日 庁訓第 7号
昭和56年10月29日 庁訓第41号
昭和59年 6月30日 庁訓第37号
昭和60年 3月30日 庁訓第10号
昭和60年 4月 6日 庁訓第19号
昭和60年12月21日 庁訓第42号
昭和63年 4月 8日 庁訓第12号
平成 8年 2月29日 庁訓第 9号
平成 9年 1月17日 庁訓第 1号
平成10年 3月25日 庁訓第12号
平成10年 4月24日 庁訓第33号
平成12年 8月 8日 庁訓第87号
平成13年 1月 6日 庁訓第 2号
平成13年 6月 8日 庁訓第65号
平成14年 3月18日 庁訓第 4号
平成16年10月28日 庁訓第77号
平成17年 3月30日 庁訓第37号
平成17年 7月29日 庁訓第63号
平成17年 9月22日 庁訓第70号
平成17年11月15日 庁訓第77号
平成18年 3月27日 庁訓第12号
平成18年 3月31日 庁訓第63号
平成18年 7月28日 庁訓第83号
平成19年 1月 5日 庁訓第 1号
平成19年 8月30日 省訓第145号
平成20年 3月10日 省訓第 6号
平成20年 3月31日 省訓第31号
平成21年 7月29日 省訓第48号
平成22年 6月30日 省訓第29号
平成23年 4月 1日 省訓第16号
平成24年 3月21日 省訓第 8号
平成26年 3月24日 省訓第10号
平成26年 3月31日 省訓第23号
平成26年 5月30日 省訓第35号
平成26年 7月24日 省訓第40号
平成27年10月 1日 省訓第39号
平成28年 3月31日 省訓第34号
平成28年 9月26日 省訓第57号
令和 4年 3月15日 省訓第10号

(趣旨)

第1条 この訓令は、自衛隊法（以下「法」という。）第31条第5項の規定に基づき、隊員の任免等の人事管理の一般的基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「隊員」とは、法第2条第5項に規定する隊員をいう。

2 この訓令において「任免権者」とは、法第31条第1項の規定により隊員の任用、退職及び免職を行なう者をいう。

3 この訓令において「補職権者」とは、法第31条第1項の規定により自衛官の補職を行なう者をいう。

第3条 隊員の任免等に関する次に掲げる用語については当該各号に定める定義に従うものとする。

- (1) 任用 次号から第19号までに規定する採用、任官、継続任用、異動期間の延長、異動期間の末日の繰上げ、勤務延長、期限の延長、期限の繰上げ、任期の更新、修了期限の延長、任用期間の延長、昇任、降任（分限又は懲戒処分による降任を除く。第15号及び次条において同じ。）、異任、転任、転官、兼任又は併任により隊員の任命を行うこと。
- (2) 採用 法第30条の2第1項第1号に規定する採用をいう。
- (3) 任官 階級若しくは職務の級のない隊員を階級若しくは職務の級のある隊員に任命すること（第15号に規定する転官に該当するものを除く。）又は予備自衛官及び即応予備自衛官を自衛官に任命すること。
- (4) 継続任用 法第36条第7項の規定に基づき、任用期間の定めのある隊員を任用期間が満了した後引き続いて隊員に任命すること。
- (5) 異動期間の延長 法第44条の5第1項から第4項までの規定に基づき、異動期間を延長すること。
- (6) 異動期間の末日の繰上げ 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「政令」という。）第59条の11の規定に基づき、延長した異動期間の末日を繰り上げること。
- (7) 勤務延長 法第44条の7第1項の規定に基づき、期限を定めて隊員を引き続いて勤務させること。
- (8) 期限の延長 法第44条の7第2項の規定に基づき、勤務延長の期限を延長すること。
- (9) 期限の繰上げ 政令第59条の17の規定に基づき、勤務延長の期限を繰り上げること。
- (10) 任期の更新 法第36条の4、第36条の8及び第45条の2の規定に基づき、任期を定めて採用される隊員の任期を更新すること。
- (11) 修了期限の延長 法第75条の10第1項ただし書の規定に基づき、予備自衛官補の教育訓練の修了期限を延長すること。
- (12) 任用期間の延長 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第27条の3ただし書の規定に基づき、自衛官候補生の任用期間を延長すること。
- (13) 昇任 法第30条の2第1項第2号に規定する昇任をいう。
- (14) 降任 法第30条の2第1項第3号、第44条の2第1項及び第46条第1項に規定する降任をいう。
- (15) 異任 他の任免権者に属する自衛官を継続任用、勤務延長、期限の延長、期限の繰上げ、任期の更新、修了期限の延長、昇任、降任、転官又は兼任以外の方法で任命すること。
- (16) 転任 法第30条の2第1項第4号に規定する転任（次号に該当するものを除く。）及び法第44条の2第1項に規定する転任（俸給月額の下げを伴うものに限る。）をいう。
- (17) 転官 自衛官にあつてはその者に現に保有させている自衛官とは異なる陸上自衛官、海上自衛官若しくは航空自衛官又は自衛官以外の隊員の官職に任命することをいい、自衛官以外の隊員にあつてはその者を自衛官に任命することをいう。
- (18) 兼任 自衛官をその官を保有させたまま他の官の隊員又は隊員以外の国家公務

員に任命すること。

- (19) 併任 現に官職に任命されている自衛官以外の隊員を、その官職を占めさせたまま、他の官職に任命すること又は隊員以外の国家公務員で常時勤務を要する者を、その身分を保有させたまま自衛官以外の隊員に任命すること。
- (20) 補職 自衛官に公の名称が与えられている特定の職を命じ、又は特定の部隊、部課室等の勤務若しくは特定の部隊、部課室等付を命ずること又は兼補を命ずること。
- (21) 兼補 現に補職されている自衛官にその補職を解くことなく、他の特定の職を兼ねさせ、又は他の特定の部隊、部課室等の勤務を命ずること。
- (22) 補職替え 現に補職されている自衛官に当該補職を行つた任免権者又は補職権者が、その補職を解き他の補職を行うこと。
- (23) 休職 停職又は勤務停止の場合を除いて、官職を保有したまま隊員を職務に従事させないこと。
- (24) 復職 休職中の隊員を職務に復帰させること。
- (25) 失職 隊員が欠格条項に該当することによつて隊員としての身分を失うこと。
- (26) 退職 失職の場合又は免職の場合を除いて、隊員がその身分を失うこと。
- (27) 免職 分限又は懲戒処分により、隊員の身分を失わせること。
- (28) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。
- (29) 身分証明機能 隊員たる身分及びその身分を保有する個人であることを認証する機能をいう。
- (30) マスキングカード 国家公務員等のICカード身分証明機能に関する共通仕様（2020年3月31日国家公務員のICカード身分証明に関する府省連絡会議作成）に準拠したもので、個人番号カードに記載されている氏名及び顔写真以外の部分を保護するために覆うカードをいう。
- (31) カードケース 表面が透明かつ裏面が不透明であり、個人番号カード及びマスキングカードを重ねた状態で格納できるものをいう。
- (32) 身分証明書 個人番号カードに身分証明機能を付与し、マスキングカードと合わせてカードケースに格納したものをいう。

（欠員補充の方法）

第4条 任免権者又は補職権者は、自衛官の職に欠員がある場合は、採用、任官、継続任用、昇任、降任、異任若しくは転官のいずれかの方法により任用した者を補職するか又は補職替えを行うかのいずれかの方法によつて補充しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、兼職（兼任及び兼補をいう。以下同じ。）によつて補充することを妨げない。

2 任免権者は、隊員（自衛官を除く。）の官職に欠員がある場合は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法によつて補充しなければならない。ただし、特別の事情がある場合には、転官又は併任によつて補充することを妨げない。

3 他の任免権者又は補職権者により任用され、又は補職されている隊員をもつて欠員を補充するについては、当該隊員の任免権者又は補職権者の同意がなければならない。

（書記官等の官名）

第5条 次の各号の左欄に掲げる防衛省に置く書記官、部員、事務官、技官、教官の官名又は公の名称は、当該各号の右欄のとおりとする。

- (1) 書記官 防衛書記官
- (2) 部員 防衛部員
- (3) 事務官 防衛事務官
- (4) 技官 防衛技官
- (5) 教官 防衛教官

（防衛事務官、防衛技官及び防衛教官の任用基準）

第6条 防衛事務官、防衛技官又は防衛教官に任用できる者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる俸給表の適用を受ける者とする。

区分	俸給表
----	-----

防衛事務官	行政職俸給表(一)
	行政職俸給表(二)
	研究職俸給表
	専門スタッフ職俸給表
	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第7条第1項の俸給表（以下「特定任期付職員俸給表」という。）
防衛技官	行政職俸給表(一)
	行政職俸給表(二)
	研究職俸給表
	専門スタッフ職俸給表
	医療職俸給表(一)
	医療職俸給表(二)
	医療職俸給表(三)
	特定任期付職員俸給表又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第6条第1項の俸給表（以下「第1号任期付研究員俸給表」という。）又は同条第2項の俸給表（以下「第2号任期付研究員俸給表」という。）
防衛教官	自衛隊教官俸給表
	教育職俸給表(一)
	研究職俸給表
	行政職俸給表(一)
	特定任期付職員俸給表又は第1号任期付研究員俸給表若しくは第2号任期付研究員俸給表

（任期付隊員の選考の基準）

第6条の2 法第36条の2各項の規定により任期を定めて採用することができる自衛官以外の隊員（以下「任期付隊員」という。）の採用のための選考の基準は、性別その他選考される者の属性によることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見を有することとする。

（任期付隊員の選考の方法）

第6条の3 任期付隊員の採用のための選考の方法は、選考される者の資格、経歴、実務の経験等に基づく経歴評定その他客観的なものとする。

（防衛教官の任用基準の特例）

第6条の4 自衛隊教官俸給表の適用を受ける防衛教官に任用できる任期付隊員は、自衛隊法施行規則別表第6に定める資格要件と同等以上の専門的な知識経験又は優

れた識見を有すると認められる者とする。

(自衛官の定期昇任の期日等)

第7条 自衛官の昇任は、他の訓令に特別の定めがある場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、定期に行うものとする。

(1) 組織上、長の名称が与えられている職又はこれに相当する職に欠員を生じた場合で直ちに補充する必要があるとき。

(2) 自衛隊法施行規則第30条第1号から第4号まで及び第10条第1項各号の規定により昇任させるとき。

(3) 前2号に準ずる場合であつて、防衛大臣が必要と認めるとき。

2 前項の規定による定期に行う自衛官の昇任の期日は、毎年度7月1日又は1月1日(陸士長、海士長又は空士長以下の階級に係る昇任については、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の定める日)とする。

3 前2項の規定による定期に行う自衛官の昇任は、陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の別に、次条及び防衛大臣が指示する昇任資格要件等に関する基準に従つて行わなければならない。

(自衛官の昇任)

第8条 任命権者は、次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす自衛官のうち、人事評価(法第31条第3項に規定する人事評価をいう。以下同じ。)の結果に基づき、昇任させようとする階級において求められる能力を有すると認められる者の中から、体力測定(体育訓練の種目等に関する訓令(昭和33年防衛庁訓令第82号)第3条に規定する体力測定をいう。次条において同じ。)の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を昇任させることができる。

(1) 次号から第4号までに掲げる階級以外の階級 次に掲げる要件

ア 昇任させようとする日(以下この条において「昇任日」という。)の属する年度の前年度以前における直近の連続した2回の能力評価の全体評語(人事評価に関する訓令(平成28年防衛省訓令第56号。以下この号において「人事評価訓令」という。)第9条第3項(人事評価訓令第14条において準用する場合を含む。)に規定する確認が行われた人事評価訓令第6条第1項に規定する全体評語をいう。以下同じ。)が良好の段階以上であること。

イ 昇任日の属する年度の前年度の9月30日における直近の連続した4回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が優良の段階以上であり、かつ、他の業績評価の全体評語が良好の段階以上であること。

ウ 昇任日以前に、法第46条の規定による懲戒処分又はこれに相当する処分(以下このウにおいて「懲戒処分等」という。)の種類別に人事教育局長が別に定める期間において懲戒処分等を受けていないこと及び昇任日において自衛官から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づき懲戒処分等を受けることが相当と認められる行為をしていないこと。

(2) 1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の階級 次に掲げる要件

ア 昇任日の属する年度の前年度以前における直近の連続した2回の能力評価のうち、一の能力評価の全体評語が非常に優秀の段階以上であり、かつ、他の能力評価の全体評語が良好の段階以上であること。

イ 前号イ及びウに掲げる要件

(3) 陸将補、海将補及び空将補の階級 次に掲げる要件

ア 昇任日の属する年度の前年度以前における直近の連続した2回の能力評価の全体評語がいずれも非常に優秀の段階以上であること。

イ 昇任日の属する年度の前年度の9月30日以前における直近の連続した4回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が非常に優秀の段階以上であり、かつ、他の業績評価の全体評語が良好の段階以上であること。

ウ 第1号ウに掲げる要件

(4) 陸将、海将及び空将の階級 次に掲げる要件

ア 昇任日の属する年度の前年度以前における直近の連続した2回の能力評価の全体評語がいずれもAの段階であること。

イ 昇任日の属する年度の前年度の9月30日以前における直近の連続した4回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語がAの段階であり、かつ、他の業績

評価の全体評価がBの段階以上であること。

ウ 第1号ウに掲げる要件

(士たる自衛官の昇任の特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、任命権者は、陸士長、海士長及び空士長以下の自衛官のうち、前条第1号の規定による能力評価及び業績評価の全体評語の全部又は一部がないものの昇任にあつては、当該自衛官の人事評価の結果、勤務の状況等を総合的に勘案して昇任させようとする階級に求められる能力の有無を判断するとともに、体力測定の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、当該自衛官を昇任させることができる。ただし、当該自衛官が前条第1号ウの要件を満たす場合に限る。

(自衛官の特別昇任)

第10条 自衛隊法施行規則第30条第5号に規定する防衛大臣が特に定めた場合に該当する者は、次に掲げるものとする。

- (1) 公務上の負傷又は疾病により、その職に堪えないで退職する者
- (2) 死亡した者で人事評価の結果その他の事情を考慮した勤務成績が優良なもの
- (3) 退職する者で人事評価の結果その他の事情を考慮した勤務成績が優良なもの

2 任免権者は、前項各号のいずれかに該当する者にあつては、選考によつて、1階級上位の階級に昇任させることができる。

(補職又は補職替え)

第10条の2 任免権者又は補職権者は、人事評価の結果に基づき補職し、又は補職替えしようとする職に係る階級において求められる能力を有すると認められる者の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を補職し、又は補職替えすることができる。

(自衛官の昇任、補職又は補職替えの特例)

第10条の3 任免権者又は補職権者は、自衛官が国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、当該自衛官の階級に応じた第8条各号の規定による能力評価及び業績評価の全体評語の全部又は一部がない場合には、同条から前条までの規定にかかわらず、当該自衛官の人事評価の結果又は勤務の状況、派遣されていた国際機関又は民間企業の業務への取組状況等を総合的に勘案して昇任させようとする階級又は補職し、若しくは補職替えしようとする職に係る階級において求められる能力の有無を判断するとともに、人事の計画その他の事情を考慮した上で、当該自衛官を昇任させ、又は補職し、若しくは補職替えすることができる。

(自衛官以外の隊員の昇任、降任及び転任)

第10条の4 自衛官以外の隊員の昇任、降任及び転任は、自衛隊法その他の法令で定める場合を除き、一般職に属する国家公務員の例による。

(臨時的任用)

第11条 恒常的に置かれる常勤の隊員(自衛官を除く。)の官職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任免権者は、現に隊員でない者を臨時的に任用することができる。

- (1) 災害その他重大な事故のため、当該欠員を第4条第2項に規定する方法により補充するまでの間欠員にして置くことができないとき。
- (2) 当該欠員の官職が臨時的任用を行なう日から1年に満たない期間内に廃止されることが予想される臨時のものであるとき。

(臨時的任用の期間)

第12条 臨時的任用の期間は、その任用を行なつた日から6箇月をこえることができない。

2 前条第2号の場合における臨時的任用は、6箇月を限つて更新することができる。ただし、再度更新することはできない。

(非常勤の隊員の採用の方法)

第12条の2 非常勤の隊員(予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者及び法第41条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員以外の非常勤の隊員をいう。以下この条及び次条において同じ。)の採用は、面接、経歴評定その他の適宜の方法による能力の実証を経て行うものとする。ただし、期間業務隊員を採用する場合におけるこの項の規定の適用については、「経歴評定」とあるのは、「及び経

歴評定」とする。

- 2 前項の期間業務隊員とは、非常勤の隊員であつて、一会計年度内に限つて臨時的に置かれる職に就けるために任用される隊員（その職を占める隊員の1週間当たりの勤務時間が、自衛隊法施行規則第44条に規定する勤務時間の4分の3を超えない時間である職に任用される隊員を除く。）をいう。
- 3 任免権者は、非常勤の隊員の採用に当たつては、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 非常勤の隊員として必要とされる知識、経験、技能等の内容、官署の所在地が離島その他のへき地である等の勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難い場合
 - (2) 期間業務隊員(前項に規定する期間業務隊員をいう。以下この条及び次条において同じ。)を採用する場合において、面接及び期間業務隊員としての勤務実績が良好であることにより公募による必要がないと任免権者が認めた場合
(非常勤の隊員の任期)

第12条の3 期間業務隊員として採用する場合は、当該採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任期を定めるものとする。

- 2 任免権者は、期間業務隊員をその任期満了後も引き続き期間業務隊員として職務に従事させる必要が生じた場合には、当該期間業務隊員の同意を得て、任期を更新することができる。ただし、その任期は、前項に規定する期間の範囲内とする。
- 3 任免権者は、期間業務隊員の採用又は任期の更新に当たつては、業務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことがないよう配慮しなければならない。
- 4 期間業務隊員以外の非常勤の隊員について任期を定める場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 非常勤の隊員の任期を定めた採用及び任期の更新については、当該隊員にその任期を明示しなければならない。
(他の任免権者又は補職権者に任用又は補職されている隊員の兼職)

第13条 他の任免権者により任用されている隊員を兼任して補職しようとする場合又は併任しようとする場合は、あらかじめ当該隊員を現に任用している任免権者の同意を得なければならない。

- 2 他の補職権者により補職されている自衛官を兼補の方法により補職しようとする場合には、あらかじめ当該自衛官を現に補職している補職権者の同意を得なければならない。
(他の国家公務員の任用)

第14条 第4条第3項及び前条第1項の規定は、防衛省の職員のうち隊員以外の職員又は防衛省以外の国家機関の国家公務員を隊員に任用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中隊員以外の防衛省の職員については「隊員」とあるのは「職員」と、防衛省以外の国家機関の国家公務員については「他の任免権者又は補職権者により」又は「他の任免権者により」とあるのは「他の国家機関において」と、「隊員」とあるのは「公務員」と、「任免権者又は補職権者の」又は「任免権者の」とあるのは「任命権者の」と読み替えるものとする。

(給与の決定及び発令)

第15条 隊員の初任給の決定並びに昇格（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の6第1項に規定する昇格をいう。以下同じ。）、降格（同条第3項に規定する降格をいい、法第42条の規定による降任の効果として職務の級を下位の職務の級にくだすもの及び法第46条第1項に規定する懲戒処分として職務の級を1級又は2級だけ下位の職務の級にくだすものを除く。以下同じ。）、降任（同令第6条の6第3項に規定する降任をいい、法第42条及び第46条第1項に規定する降任を除く。）及び昇給（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第5条第2項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第8条第6項の規定による昇給をいう。以下同じ。）その他隊員の給与に係る決定及び発令は、昇給にあつては防衛大臣若しくは防衛大臣から昇給について委任を受けた者又は防衛装備庁長官が、その他の給与に係る決定及び発令にあつては俸給支給機関の長の権限に属するものを除き、任免権者が行うものとする。

(辞令書の交付)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、隊員に辞令書を交付するものとする。

- (1) 隊員を採用し、任官させ、継続任用し、昇任させ、異任させ、転任させ、転官させ、兼任し、併任し、若しくは補職し、又は任用を更新した場合
- (2) 異動期間の延長、異動期間の末日の繰上げ、勤務延長、期限の延長若しくは期限の繰上げ、任期の更新又は修了期限の延長をした場合
- (3) 異動期間の延長後、管理監督職勤務上限年齢が当該隊員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない隊員となった場合
- (4) 臨時的任用を行い、又は更新した場合
- (5) 隊員を他の省庁その他防衛省以外の国家機関が任用することについて同意を与えた場合
- (6) 兼職を行い、又は解除した場合
- (7) 隊員を昇格させ、降格させ、降任（前条に規定する降任のうち自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（二）欄又は（三）欄に定める額の俸給の支給を受けるに至ること並びに同表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（二）欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受けるに至ることに限る。）又は昇給させた場合
- (8) 隊員を復職させた場合又は休職の期間の満了によつて隊員が復職した場合
- (9) 隊員が失職した場合
- (10) 隊員が退職した場合

第17条 次のいずれかに該当する場合には、隊員に辞令書を交付して行うものとする。ただし、隊員に分限処分通知書（隊員に分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号）第7条に規定する分限処分通知書をいう。）又は懲戒処分宣告書（自衛隊法施行規則第77条第2項に規定する懲戒処分宣告書をいう。）を交付して行う場合には、辞令書の交付は要しないものとする。

- (1) 隊員を降任（前条第7号に規定する降任を除く。）させる場合
- (2) 隊員を休職にし、又はその期間を更新する場合
(辞令書の交付を要しない場合)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもつて辞令書の交付に替えることができる。

- (1) 自衛官（任期制の自衛官（法第45条の2第1項の規定により採用される自衛官を除く。次号において同じ。）を除く。）を昇任させ、異任させ、転官させ、兼任し又は補職した場合
- (2) 任期制の自衛官、自衛官候補生又は非常勤の隊員（法第41条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。）を採用し、継続任用し、任用期間の延長をし、昇任させ、異任させ、転官させ、兼任し、若しくは修了期限の延長をし、又は補職し、非常勤の職に兼職し、若しくはその兼職を解除した場合
- (3) 法令の改廃による組織の変更等に伴い、自衛官を異任させ、又は補職替えした場合
- (4) 第16条第5号及び第7号に掲げる場合並びに同条第10号のうちその意による退職以外の退職をする場合で辞令書の交付によらないことを適当と認める場合
- (5) 前条各号に掲げる場合で辞令書の交付によることができない緊急の場合
- (6) その他辞令書の交付によらないことについて防衛大臣の承認を得た場合
(他の任免権者又は補職権者に対する通知)

第19条 任免権者又は補職権者を異にする官職に兼職又は併任されている隊員について第16条各号又は第17条各号に掲げる場合に該当する事実が生じた場合には、当該事実に係る任免権者又は補職権者は、兼任又は併任の隊員にあつては現に任用している他の任免権者に、兼補の自衛官にあつては現に補職している他の補職権者にその旨を通知しなければならない。

(人事の発令書式)

第20条 隊員の人事の発令書式は、別に定めるところによる。

(3年を超える休職期間)

第20条の2 政令第57条第2項の防衛大臣の定める特別の事由は、隊員が外国の大学その他の公共的施設又は機関において研究等(學術の調査、研究若しくは指導又は技能の修得若しくは指導をいう。次項において同じ。)に従事しており、かつ、防衛大臣が別に定める要件に該当する場合とする。

2 法第31条第1項の規定により隊員の休職を行う者(防衛大臣を除く。)が政令第57条第2項の規定により休職の期間を更新しようとする場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防衛大臣の審査を求めなければならない。

- (1) 休職者の官名及び職務の級又は階級
- (2) 休職者の氏名
- (3) 休職者の休職前の職名又は勤務部署及び職務内容
- (4) 休職にされている期間及び休職の事由
- (5) 更新しようとする休職の期間
- (6) 休職者が現に研究等に従事している施設の名称及び所在地
- (7) 休職者が現に従事している研究等の内容及び更新後に従事する研究等の内容
- (8) 休職期間の更新を必要とする理由

(懲戒権者)

第21条 防衛大臣から懲戒処分 of 委任を受けた者(以下次条において「懲戒権者」という。)は、その委任の範囲内において、所部の隊員その他自己の指揮監督下にある職員に対して懲戒処分を行うことができる。

(懲戒処分の種別及び程度の決定)

第22条 懲戒権者は、懲戒処分の種別及び程度を決定するに当たっては、防衛大臣の定める基準又は防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長若しくは防衛装備庁長官が防衛大臣の承認を得て定める基準に準拠して公正な判定を下さなければならない。

(身分証明書)

第23条 次の各号に掲げる者(以下この条において「発行権者」という。)は、当該各号に定める隊員に対し身分証明書(赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関する訓令(平成17年防衛庁訓令第77号)第3章に定める身分証明書を除く。以下本条において同じ。)を発行しなければならない。

- (1) 大臣官房長
事務次官、防衛審議官、防衛省本省の内部部局に勤務する隊員であつて自衛官以外のもの及び防衛人事審議会の再就職等監察官
- (2) 防衛大学校長
防衛大学校に勤務する隊員であつて自衛官以外のもの及び防衛大学校に在籍する学生たる隊員
- (3) 防衛医科大学校長
防衛医科大学校に勤務する隊員であつて自衛官以外のもの及び防衛医科大学校に在籍する学生たる隊員
- (4) 防衛研究所長
防衛研究所に勤務する隊員であつて自衛官以外のもの
- (5) 統合幕僚長
統合幕僚監部、統合幕僚学校及び自衛隊サイバー防衛隊に勤務する隊員であつて自衛官以外のもの
- (6) 陸上幕僚長
陸上自衛官並びに陸上自衛隊、自衛隊情報保全隊及び共同機関(海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を除く。)に勤務する隊員であつて自衛官以外のもの
- (7) 海上幕僚長
海上自衛官並びに海上自衛隊及び海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院に勤務する隊員であつて自衛官以外のもの
- (8) 航空幕僚長
航空自衛官並びに航空自衛隊及び航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院に勤務する隊員であつて自衛官以外のもの

- (9) 情報本部長
情報本部に勤務する隊員であつて自衛官以外のもの
 - (10) 防衛監察監
防衛監察本部に勤務する隊員であつて自衛官以外のもの
 - (11) 地方防衛局長
地方防衛局に勤務する隊員であつて自衛官以外のもの
 - (12) 防衛装備庁長官
防衛装備庁に勤務する隊員であつて自衛官以外のもの
- 2 前項の規定により発行された身分証明書を既に有する隊員（自衛官以外のものに限る。以下第4項、第6項及び第7項において同じ。）が前項各号に規定する発行権者を異にする異動をした場合は、異動先の発行権者が個人番号カードに身分証明機能を付与することをもつて、新たに身分証明書を発行したものとみなすことができる。
 - 3 発行権者は、当該機関等に勤務する隊員の職務執行に際しては、身分証明書を携行させなければならない。ただし、発行権者が特に指定した場合は、この限りでない。
 - 4 身分証明書を発行する場合には、隊員から提供を受けた個人番号カードに身分証明機能を付与した後、直ちに個人番号カードを当該隊員に返還するとともに、マスクカード及びカードケースを貸与するものとする。この場合において、旧姓を使用する隊員には、旧姓を使用した氏名を貼付したマスクカードを貸与するものとする。なお、隊員から提供を受けた個人番号カードに記載された個人番号を収集し、又は保管してはならない。
 - 5 身分証明書の有効期限は、身分証明機能を付与する個人番号カードの有効期限とする。
 - 6 身分証明書は、隊員の氏名等の記載事項に変更があつた場合又は前項に規定する有効期限が到来する場合には、個人番号カードに付与した身分証明機能の情報を更新し又は新規に交付しなければならない。
 - 7 発行権者は、隊員が個人番号カードの取得に時間を要する等のやむを得ない事由により身分証明書の発行ができないときは、当該隊員に対し、人事教育局長が定める様式により、臨時の身分証明書を発行することができる。
 - 8 前各項に定めるもののほか、身分証明書に係る様式、交付手続その他身分証明書について必要な事項は、発行権者又は人事教育局長が定めるものとする。
(異動発令に伴う赴任)

第24条 任免権者又は補職権者は、隊員が赴任するため旅行を要するときは、発令の日から起算して次の各号に定める日までに当該隊員の赴任を完了させなければならない。

- (1) 旅行に要する日数に2日以内の日数を加えた日
 - (2) 転居、事務引継ぎ等に時日を要するときは、旅行に要する日数に5日以内の日数を加えた日
- 2 前項各号の旅行に要する日数は、通常の経路及び方法によつて旅行した場合における10時間の旅行時間をもつて1日として計算し、10時間に満たない旅行時間及び端数の時間は、1日に切り上げて計算する。
 - 3 任免権者又は補職権者は、業務上の支障、隊員の病気その他のやむを得ない事由により第1項の期間内に隊員を赴任させることが困難と認めるときは、必要な限度で同項の期間を延長することができる。

(人事報告)

第25条 防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官は、別に定めるところにより、隊員に関する報告書を作成し、防衛大臣に提出しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に施行中の防衛庁訓令その他正当の手續を経て定められた規定で法第31条第2項に規定する任免、分限、懲戒その他の人事管理に関する基準に該当すると認めることが適当なものは、防衛施設庁の隊員についても法第31条第

- 2項の規定により定められた基準として適用する。
- 3 この訓令施行の際、現に施行中の身分証明書に関する規定は、第23条の規定にかかわらず長官が定める日までの間、なお効力を有する。
- 附 則（昭和39年9月8日庁訓第32号）（抄）
この訓令は、昭和39年9月8日から施行する。
- 附 則（昭和39年9月18日庁訓第35号）
この訓令は、昭和39年9月18日から施行する。ただし、教育職俸給表(二)に係る部分は、同年4月1日から適用する。
- 附 則（昭和40年2月26日庁訓第9号）（抄）
この訓令は、昭和40年2月26日から施行し、昭和39年9月1日から適用する。
- 附 則（昭和42年9月30日庁訓第23号）
この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。
- 附 則（昭和45年3月13日庁訓第9号）
この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。
- 附 則（昭和46年3月24日庁訓第14号）（抄）
この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。
- 附 則〔昭和46年10月1日庁訓第39号）
この訓令は、昭和46年10月1日から施行する。
- 附 則（昭和48年11月27日庁訓第60号）
この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。
- 附 則（昭和49年3月26日庁訓第7号）
この訓令は、昭和49年3月26日から施行する。
- 附 則（昭和56年10月29日庁訓第41号）
この訓令は、昭和57年1月1日から施行する。
- 附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）
- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。
- 附 則（昭和60年3月30日庁訓第10号）
- 1 この訓令は、昭和60年3月31日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に防衛庁職員採用中級試験若しくは国家公務員採用中級試験又は防衛庁職員採用初級試験若しくは国家公務員採用初級試験に合格している者の防衛庁事務官、防衛庁技官及び防衛庁教官の任用基準については、なお従前の例による。
- 附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）
この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。
- 附 則（昭和60年12月21日庁訓第42号）（抄）
- 1 この訓令は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定並びに第3条、第5条、第14条及び第18条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。
- 附 則（昭和63年4月8日庁訓第12号）
この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。
- 附 則（平成8年2月29日庁訓第9号）
この訓令は、平成8年2月29日から施行する。
- 附 則〔平成9年1月17日庁訓第1号）
この訓令は、平成9年1月20日から施行する。
- 附 則（平成10年3月25日庁訓第12号）（抄）
- 1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。
- 附 則（平成10年4月24日庁訓第33号）
この訓令は、平成10年4月24日から施行する。
- 附 則（平成12年8月8日庁訓第87号）
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）
この訓令は、平成13年1月6日から施行する。
- 附 則（平成13年6月8日庁訓第65号）
この訓令は、平成13年6月8日から施行する。
- 附 則（平成14年3月18日庁訓第4号）

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成16年10月28日庁訓第77号）

この訓令は、平成16年10月28日から施行する。

附 則（平成17年3月30日庁訓第37号）（抄）

1 この訓令は、平成17年4月24日から施行する。

附 則（平成17年7月29日庁訓第63号）（抄）

1 この訓令は、平成17年7月29日から施行する。

附 則（平成17年9月22日庁訓第70号）

この訓令は、平成17年9月22日から施行する。

附 則（平成17年11月15日庁訓第77号）（抄）

1 この訓令は、平成17年11月15日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月31日庁訓第63号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

2 この訓令の施行前に隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第23条第1項の規定により発行され、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成18年法律第118号）の施行に伴い同訓令同条第4項の規定に該当する身分証明書については、同項の規定にかかわらず、当分の間、従前のおり使用することができる。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月10日省訓第6号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年3月10日から施行する。

（身分証明書に関する経過措置）

2 この訓令の施行前の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第23条第1項及び防衛省に勤務する一般職の職員の身分証明書に関する訓令第2条の規定は、この訓令による改正後の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第23条第1項及び防衛省に勤務する一般職の職員の身分証明書に関する訓令第2条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

3 この訓令の施行前の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第23条第1項及び第2項並びに防衛省に勤務する一般職の職員の身分証明書に関する訓令第2条並びに前項の規定に基づき発行された身分証明書の記載事項及びその証明並びに新規交付及び書替え交付については、この訓令による改正後の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第23条第4項及び第5項並びに防衛省に勤務する一般職の職員の身分証明書に関する訓令第3条及び第4条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成20年3月31日省訓第31号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日省訓第29号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日省訓第16号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

（隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度に限り、第21条による改正後の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第12条の2第3項の規定の適用については、同項第2号中「期間業務隊員としての」とあるのは、「日々雇い入れられる隊員としての」とすることができる。

附 則（平成24年3月21日省訓第8号）

- 1 この訓令は、平成24年3月21日から施行する。
- 2 行政職俸給表(一)1級の隊員のうち、防衛省職員採用Ⅱ種試験、国家公務員採用Ⅱ種試験、防衛省職員採用Ⅲ種試験又は国家公務員採用Ⅲ種試験の合格者の防衛事務官、防衛技官又は防衛教官への任用については、この訓令の施行の日後においても、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月24日省訓第10号）

この訓令は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成26年3月31日省訓第23号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日省訓第35号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。

（任免等の効力）

- 3 この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のそれぞれの訓令の規定によってした任免等の行為であって、この訓令による改正後のそれぞれの訓令に相当の規定があるものは、この訓令による改正後のそれぞれの訓令の相当の規定によってしたものとみなす。

附 則（平成26年7月24日省訓第40号）

この訓令は、平成26年7月25日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

（隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令の一部改正に伴う経過措置）

第3条 この訓令による改正前の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第23条第1項第10号及び第11号に規定する発行権者が発行した身分証明書を既に有する隊員（自衛官以外のものに限る。以下この条において同じ。）がこの訓令の施行の日に異動した場合は、異動先の発行権者が管理台帳に当該身分証明書を登録することをもち、当該隊員が有する身分証明書に記載された有効期限の残余の期間を限度として、新たに身分証明書を発行したものとみなす。ただし、隊員がこの訓令による改正後の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第23条第1項第6号から第8号までに規定する発行権者から新たに身分証明書を発行されることとなった場合は、この限りでない。

附 則（平成28年3月31日省訓第34号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月26日省訓第57号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日省訓第10号）

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和4年3月31日省訓第43号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日省訓第40号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（任期の更新に関する経過措置）

- 2 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第9条第3項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定による任期の更新は、この訓令による改正後の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第3条

第10号に規定する任期の更新とみなして、同訓令第16条第2号の規定を適用する。

(自衛官の昇任に関する経過措置)

- 3 昇任させようとする日の属する年度の前年度以前における直近の連続した2回の能力評価及び4回の業績評価の全体評語の全部が、令和4年9月30日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる期間における自衛官の昇任の要件については、なお従前の例による。
- 4 昇任させようとする日の属する年度の前年度以前における直近の連続した2回の能力評価及び4回の業績評価の全体評語の一部が、令和4年9月30日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる期間におけるこの訓令による改正後の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第8条の規定の適用については、同条第1号ア、第2号ア及び第3号イ中「良好」とあるのは「中位より上若しくは中位の段階又は良好」と、同条第1号イ及び第3号イ中「4回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が優良の段階以上であり、かつ、他の業績評価」とあるのは「2回の業績評価」と、同条第2号ア及び第3号中「非常に優秀」とあるのは「中位より上の段階又は非常に優秀」と、同条第2号ア中「こと」とあるのは「こと（直近の能力評価が令和4年9月30日までの評価期間に係るものとなる場合にあつては、直近の能力評価の全体評語が中位より上の段階であり、かつ、他の能力評価の全体評語が中位より上又は中位の段階であること。）」とする。

附 則（令和5年5月31日省訓第50号）（抄）

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和5年6月1日から施行する。

→(隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この訓令による改正前の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令第23条の規定により発行された身分証明書（以下「旧身分証明書」という。）は、当該旧身分証明書の有効期限が到来する日又はこの訓令による改正後の隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（以下「新一般基準訓令」という。）第23条の規定により発行された身分証明書（以下「新身分証明書」という。）が発行された日のいずれか早い日までの間、なおその効力を有する。ただし、新身分証明書の発行が可能となる日前に旧身分証明書の有効期限が到来する場合には、なお従前の例により旧身分証明書を新規に交付又は書替え交付を行うことができる。

第3条 発行権者は、新身分証明書を発行した自衛官以外の隊員に対し、引き続いて旧身分証明書を併用する必要があると認めるときは、人事教育局長と協議の上、これを保有させることができる。

第4条 陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関（市ヶ谷地区に所在する部隊及び機関を除く。）に勤務する自衛官以外の隊員については、当分の間、新一般基準訓令第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1字下げ